

別表1の1

評議員会決議事項

内容		根拠(社会福祉法・定款)	議決数
			過半数 議決に加わ ることがで きる評議員の 三分の二
法人運営に 関わる事項	定款の変更	第45条第36 第1項	【法】定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 ○ (法45条の9 第7項の3)
	法人の解散	第46条第1項 第1号	【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する。—評議員会の決議 ○ (法45条の9 第7項の4)
	吸収合併契約の承認	第52条 第54条の2	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。 【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。 ○ (法45条の9 第7項の5)
	新設合併の承認	第54条の8	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。 ○ (法45条の9 第7項の5)
役員の解任・選任等 (報酬基準含む) に関する事項	役員、監査人の選任	第43条第1項	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。 ○
	役員(監事に限る)の解任	第45条の4 第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。 ※(評議員会の運営)第45条の9第7項 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。 —第45条の4第1項の評議員会(監事を解任する場合に限る。) ○ (法45条の9 第7項の1)
	役員(監事以外)の解任	第45条の4 第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。 ○
	役員、評議員の報酬等の支給の基準の承認	第45条の35 第2項	【法】前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 ○
	理事の報酬	第45条の16第4項 準用 一般法人法 第89条	理事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 ○
	監事の報酬	第45条の18第3項 準用 一般法人法 第105条	監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 ○
財務に関する事項	事業報告・決算書類・財産目録の承認	第45条の30第 第2項 定款第33条2項	【法】理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 ○
	基本財産の処分	定款第30条	【定款】(事業報告及び決算)第33条第2項 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。 ○
	残余財産の処分	定款第39条	【定款】(残余財産の帰属)第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。 ○
その他	社会福祉充実計画の承認	第55条の2 第7項	【法】社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。 ○
	役員等の責任の免除(すべての免除)	第45条の20第4項 準用	理事、監事は、その任務を怠ったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。 × × 総評議員の同意による
	役員等の責任の免除(一部の免除)	第45条の20第4項 準用	前条の規定にかかわらず、役員等の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、評議員の決議によって免除することができる。 ○ (法45条の9 第7項2)
	その他評議員会の決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項		○

別表1の2

理事会決議事項

内容	根拠(社会福祉法・定款)		議決数	
			過半数	三分の二
法人運営に関する事項	法人の業務執行の決定 第45条の13第2項 第1号 定款第24条	【法】社会福祉法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定 第45条の9第10項の準用	評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 3 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集 定款第12条	【定款】(招集)第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○	
	理事会の招集権者とする 第45条の14	【法】理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。	○	
	定款執行細則の決定 定款第42条	【定款】(施行細則)第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止 第45条の13第4項 第4号	【法】従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備 第45条の13第4項 第5号	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	○	
	競業及び利益相反取引の制限 第45条の16準用	理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○	
役員等の選任する事項	臨機の装置 定款第36条	【定款】(臨機の措置)第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。		○ (理事総数の3分の2)
	理事長及び業務施行理事の選定・解職 第45条の13第2項 第3号 定款第24条	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な役割を担う職員の選任および解任 第45条の13第4項 第3号	【法】重要な役割を担う職員の選定及び解任	○	
	重要な財産処分および譲受け 第45条の13第4項 第1号	【法】重要な財産処分及び譲受け	○	
	多額の借財 第45条の13第4項 第2号	【法】多額の借財	○	
	事業計画書および収支予算書等の承認 定款第32条	【定款】(事業計画及び収支予算)第32条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○	
	事業報告および計画書類の承認 第45条の28第3項 定款第33条	【法】3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款】(事業報告及び決算)第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1)事業報告 (2)事業報告の附属明細書 (3)貸借対照表 (4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書) (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書 (6)財産目録	○	
	基本財産の処分 定款第30条	【定款】(基本財産の処分)第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、[所轄庁]の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、[所轄庁]の承認を必要としない。	○	
	資産の管理 定款第31条	【定款】(資産の管理)第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。		
	会計処理の基準 定款第35条	【定款】(会計処理の基準)第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○	

内容		根拠(社会福祉法・定款)			議決数	
					過半数	三分の二
その他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	第45条の20準用	監事設置法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。		○	
	公益事業の運営に関する事項	定款第37条	【定款】第8章 公益を目的とする事業 (種別) 第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなど目的として、次の事業を行う。 (1)居宅介護支援事業 (2)虚弱者向け配食サービス事業 (3)訪問看護事業 (4)福祉用具貸与事業 (5)千代田区いきいきプラザ一番町区民施設の経営 (6)地域包括支援センターの経営 (7)診療所の経営 (8)若年性認知症支援事業 (9)高齢者いきいき電話訪問事業 (10)地域よろずケア事業 (11)いきいきプラザ一番町高齢者住宅生活協力員業務事業 (12)介護予防普及啓発事業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。			○ (理事総数の3分の2)
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項				○	
	その他の重要な業務執行に関する事項および事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃				○	

別表2-1

専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧

注記:施設長は各地区を代表する特別養護老人ホームの施設長とする

その他介護保険制度上の管理者及び受託事業の管理者は含まれない

事案		専決者	理事長	理事長専決権の受任職名		備考
				業務執行理事	施設長	
法人一般・人事に関する事業	1	理事会・評議員会の招集に関する事(法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く)	○			
	2	理事会・評議員会の議案の提出に関する事(法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く)	○			
	3	規程、規則等の制定・改廃に関する事(法令及び定款で理事会評議員会が決議すると定めた場合を除く)	○			
	4	予算編成及び決算調整に関する事	○			
	5	予算の流用、予備費の計上及び使用	○			
	6	短期の資金の借入金及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの(多額の借入の場合を除く)	○			
	7	寄附の募集事務及び受入れに関する事(寄附金の募集は除く。受入れについては法人に重大な影響があるものを除く)	○			
	8	債権の免除・効力の変更に関する事(法人に重大な影響があるものを除く)	○			
	9	法人の組織及び権限に関する事(法人に重大な影響があるものを除く)	○			
	10	利用者入所者判定基準の策定		○	○	
	11	入所利用者の決定及び利用契約締結者		○	○	
	12	苦情対応規程・第三者委員の選任		○	○	
	13	職員の採用に関する事(施設長等の重要な役職を除く)		○	○	
	14	職員の人事配置に関する事(施設長等の重要な役職を除く)		○	○	
	15	有期契約職員の採用に関する事		○	○	
	16	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事		○	○	
	17	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事		○	○	
	18	職員の昇給・昇格の決定に関する事		○	○	
	19	職員の昇給者・昇格者の決定に関する事		○	○	
	20	休職・復職・退職・育児・介護休業等に関する事		○	○	
	21	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○			
	22	職員の人事記録及び身分証明書に関する事		○	○	
	23	職員の諸手当に関する事		○	○	

別表2-2

		専決者 事 案	理事長	理事長専決権の受任職名		備考
				業務執行理 事	施設長	
法人一般・人事に関する事業	24	職員の健康診断の実施に関すること		○	○	
	25	被服貸与等に関すること		○	○	
	26	利用者の日常の処遇に関すること		○	○	
	27	利用者の預り金等の日常の管理に関すること		○	○	
	28	薬品、給食材料の処分に関すること		○	○	
	29	自動車の運行管理に関すること		○	○	
	30	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関すること(定款を除く)		○	○	
	31	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること		○	○	
	32	職員の研修に関すること		○	○	
	33	諸証明に関すること(法人運営に支障をきたすものを除く)		○	○	
収入事業	34	金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関するこ	○			
	35	介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関するこ	○			
	36	過誤納金の充当又は還付に関するこ	○			
	37	受贈の承認、寄附に関するこ(重要なものは除く)	○			
支出事業	38	その他の債権に関するこ(重要なものは除く)	○			
	39	固定資産の取得及び処分等に関するこ(「軽微なもの」に該当する場合)	300万円以上 1,000万円以下	100万円以上 300万円以下	50万円以上 100万円以下	
	40	建設工事等の請負契約又は委託契約に関するこ(「軽微なもの」に該当する場合)	300万円以上 1,000万円以下	100万円以上 300万円以下	50万円以上 100万円以下	
	41	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関するこ	○			
	42	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入		○	○	
	43	緊急を要する物品の購入(災害・故障・保守管理関係に限定)	300万円以上 1,000万円以下	100万円以上 300万円以下	50万円以上 100万円以下	
	44	上記以外の支出等	○			

別表3

支出に係る決裁基準表

区分	項目	摘要	決裁権者及び決裁金額(単位:万円以下)					
			課長	部長 施設長代理	施設長	業務執行 理事	理事長	
全般的項目	①固定資産・物品等の購入	⑦及び⑧に属するものを除く	購入総額	10	50	100	300	1,000
	②固定資産等の除却、物品等の廃棄		取得価格		50	100	300	1,000
	③修繕費等の支出	補修費、改修費の支出を含む	1件の金額		50	100	300	1,000
	④教育・研修に要する費用の支出	外部委託研修を含む	—	10	50	100	300	1,000
	⑤その他の費用の支出	③④に関するものを除く	1件の金額	10	50	100	300	1,000
その他の項目	⑥予算の項目間流用				○	○	○	
	⑦金融機関との取引の開始又は廃止							○
	⑧契約の締結	既契約の更新継続を含む。重要性の乏しいものを除く			300	500	1,000	
	⑨リース契約				300	500	1,000	

注記

※契約にかかる厚生労働省通知及び社会福祉会計基準が変更された場合は、その通知又は基準により変更する

※理事長から委任を受けた項目、事案についてはその内容によるものとする

※①及び⑨の項目にかかる理事長権限を越える金額は理事会の審議を得るものとする